

新「光市総合計画」を策定します

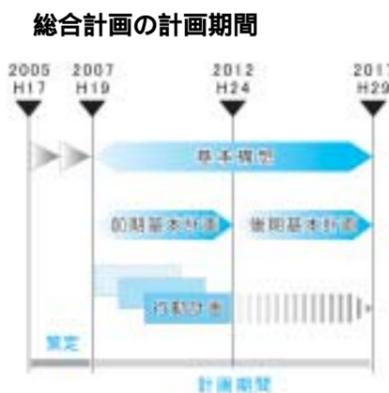
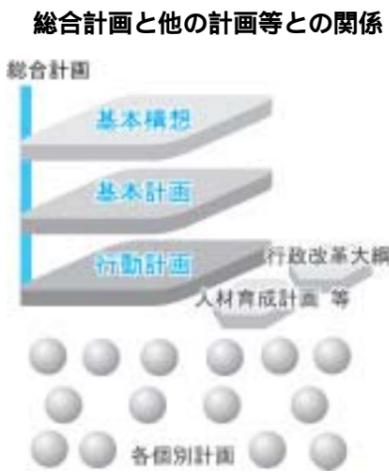
市では、新「光市」の新たなまちづくりを進めていくため、新「光市総合計画」の策定に取り組んでいます。

この計画は、社会経済情勢の変化や市政の課題などに対応しながら、今後のまちづくりの目標や、その実現のための施策の基本的な方向などを明らかにし、これからのまちづくりや都市経営を進めるための指針となるものです。

新「光市」のまちづくりがスタート

今日の地方自治体は、地方分権や三位一体改革の推進など厳しい環境変化の中で、少子高齢化、教育問題、行財政改革の推進など、重要な緊急な課題への対応が迫られています。

総合計画は、こうした時代の変化や、合併後の課題、市民ニーズに的確に対応するため、新たな時代を見据えたまちづくりの指針として策定するものです。



総合計画とは...

総合計画は、総合的かつ計画的な行政運営のために、地方自治法に基づいて作成するもので、さまざまな計画の最上位の計画になります。市では、合併協議会で策定した「新市建設計画」を包含し、さらに発展させた計画として、平成17・18年度の2年間をかけて策定します。計画期間は平成19年度からの10年間で、「基本構想」「基本計画」「行動計画」の3部で構成します。

市民参加の計画づくり



市では、あるべき都市の姿を「人が生き続けていくための理想的な生存空間」とし、先人が守り育ててきた本市の良好な自然環境や充実した都市基盤を基本に、心の豊かさや暮らしやすさといった視点から「生活創造都市」の実現に取り組むこととしています。

しかしながら、厳しい行財政環境の中、今後の都市経営では、行政だけでなく、市民、団体、企業などが協力しながら、まちづくりを進めて

総合計画の構成

区分	主な項目
基本構想	基本理念、将来像、施策の目標、人口指標、施策の大綱など
基本計画	部門別計画、地域別計画、重点施策、計画推進策、財政計画など
行動計画	事業等の具体的な事業内容を明らかにするもの

市民意識調査を実施します

このため、公募委員を含めた「まちづくり市民協議会」を設置するとともに、市民アンケートをはじめ、さまざまな手法を用いて市民意識の把握に努め、市民参加の計画づくりを進めることにしています。

市民協議会や計画の策定状況については、広報やホームページを活用しながら、随時、情報提供を行っていきます。皆さんのご意見やご提言をお待ちしています。

総合計画づくりのための基礎的データを収集するため、8月上旬に「市民意識調査」を実施します。

今回は、市民の皆さんの共創・協働のまちづくりに対する考えや、行政の取り組みに対する満足度・重要度など、今後の市政運営に対するアンケート項目を設定しています。

無作為抽出で、郵送により配布・回収しますが、お手元に届いた方は、ご協力くださいますようお願いいたします。

問合せ 企画調整課企画係0833
3(72)1400 FAX0833
(72)1436 ホームページ
(<http://www.city.hikari.lg.jp/siyakusyo/kikaku/plan/sougoukeikaku.html>)

新しい農業委員会委員が 決まりました

3年に一度行われる農業委員会委員の改選が行われ、新しい委員が決まりました。

農業委員会は、農地の権利移動および転用の制限、農地紛争の和解の仲介、年金などの日常相談を通じて、農業経営の改善指導などを行う独立した行政機関です。また、農業者の利益代表機関としての性格を持っており、農用地利用集積など、農業の体質強化を行う推進役として

の活動も期待されています。

農家の皆さんの生活と密接な関係にある農業委員は、定員が25名で、構成は次のようになっています。

選挙委員 農業者の中から選挙で選ばれた委員20人(委員定員20人)
市長選任委員 農協、共済組合、土地改良区および市議会から推薦された委員5人

農業委員は次のとおりです。(順不同・敬称略)

地区	住所氏名	年齢	選出区分	地区	住所氏名	年齢	選出区分
住	室積 岩 屋 南 陽	76	選挙	住	下小 周防 田中 貢	72	農協選
〃	室積 中央町 繁本 武紀	64	〃	〃	虹川 下 西村 徳夫	66	選挙
〃	中央 6丁目 末岡 誠二	73	〃	〃	西 庄 清水 敏彦	59	〃
〃	光井 4丁目 秋友 彬靖	62	〃	〃	上 岩 田 堅次 一	76	〃
〃	浅江 協和 町 田村 耕一	56	〃	〃	上 岩 田 河村 正雄	76	〃
〃	木 園 田村 浩昭	63	〃	〃	下 岩 田 森本 鉄之	54	農協選
〃	宮ノ下 町 稗田 泰久	57	市議選	〃	美 原 山本 喜昭	76	選挙
〃	土 井 小田 典和	76	改良選	〃	西 畑 木本 克己	75	〃
〃	三井 観音 寺 内藤 壽一	74	選挙	〃	佐 田 山田 正昭	71	〃
〃	上大 原 高村 英男	74	〃	〃	周 地 間鍋 毅	69	〃
〃	島田 上島 田6丁目 通山 隆	76	共済選	〃	黒 杭 河井 勉	77	〃
〃	島田 3丁目 山本 陽典	77	選挙	〃	野 尻 稻光 實	63	〃
〃	上島 田5丁目 中邑 照司	69	〃	〃	〃	〃	〃

国民健康保険税の納付にご協力を

皆さんが納められる保険税は、お医者さんにかかったときの医療費などにあてる貴重な財源となります。皆さんの暮らしと健康を守るためにも、保険税の納付にご協力をお願いします。

国民健康保険法の改正に伴い、保険税を滞納した場合の措置が厳しくなっています。保険税を滞納した場合、次のような対応が取られます。

納期限を過ぎると、督促が行われます。(延滞金などを科せられる場合があります。)

滞納の状況に応じて、有効期限の短い保険証を交付します。

特別な理由がなく、さらに1年以上保険税を滞納すると、保険証を返還していただき、資格証明書を交付します。病院にかかるときは、医療費を全額自己負担することになります。

療養費、高額療養費、出産育児一時金などの保険給付の全部、または一部が差し止めとなります。そのほかに、滞納処分として財産などの差し押さえ処分を受けることがあります。

失業・廃業・疾病など特別な事情により、保険税の納付が困難な場合は、分割納付等ができますので、ご相談ください。(相談窓口：税務課収納係)

遠隔地用の保険証をお持ちの人へ
8月19日までに市役所保険係で手続きを行ってください。対象となる人についてはハガキで通知しています。

- ・(遠)の保険証をお持ちの人(住民票を移していない人)：印鑑を持って手続きをお願いします。
- ・(学)の保険証をお持ちの人(住民票を移している人)：印鑑・在学証明書を持って手続きをお願いします。

本年4月以降に手続きをされている人については、手続きは不要です。

なお、卒業等により学生でなくなった場合も届出が必要です。

現在、限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方は、7月31日以前で有効期限が過ぎますので、更新を希望される場合は市役所保険係 大和支所または各出張所で申請してください。(認定証をお持ちの人には申請関係書類を送付します。)なお、新規に認定証の申請をされる場合は、印鑑と保険証を持参のうえ、市役所保険係または大和支所で申請してください。

・該当要件 平成17年度住民税非課税世帯に属する人

問合せ 市民課保険係0833(72)1400